「不利益処分」基準等公開票(法律又は命令)

不利益処分名	(特別管理)産業廃棄物収集運搬・処分業に係る措置命令
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5
所 管 課	環境保全部 環境対策課
処 分 基 準	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (措置命令) 第19条の5 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準 (特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準) に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、大に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。 (1)当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者 (第11条第2項又は第3項の規定によりその事務として当該保管、収集、運搬又は処分を行つた市町村又は都道府県を除。。) (2)第12条第5項古しくは第6項、第12条の2第5項者しくは第6項、第14条第16項又は第14条の4第16項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者 (3)当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。)について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者イ第12条の3第1項(第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。)の規定に違反して、管理票を交付した者の第12条の3第3項衝段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を受付した者の第12条の3第3項後段の規定に違反して、管理票の写しを送付した者の第12条の3第4項若しくは第6の記載をして管理票の写しを送付せた者の第2項、第6項、第9項又は第12条の5第6項の規定に違反して、管理の写しを送付せず、又はこれらの規定に違反して、管理の写しを送付せず、取はこれらの規定に違反して、管理の写しを送付した者の第2項、第6項、第9項とは第6項の規定に違反して、管理では定して、第12条の3第2項、第12条の3第2項(これらの規定を第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)の規定に立ては第4項の規定に違反して、被付文は報告をした者の規定の規定に違反して、適切な措置を講じなかった者の規定の規定に違反して、適切な措置を講じなかった者の規定の規定に違反して、適切な措置を講じなかった者の規定を第1項では第6項(におらの規定を第1項では第6項、第12条の5第1項の規定に違反して、適切な措置を講じなかった者(第12条の5項音1項の規定に違反して、適切な措置を講じなかった者(第12条の5項音1項の規定に違反して、適りな指定をした。)の規定は近分を他人に委託していた者を除く。)と除く。)(5)当該保護で、収集、運搬者しくは始6項、第14条第16項又は第14条の4第16項の規定に違反して、当該運搬又は処分を他人に委託していた者を除く。)
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別 ・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等) 行政手続法第13条第2項第1号の規定により、生活環境 の保全上、緊急を要する場合は、その機会を付与しない ことがある。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項